

財務 R4 マイナンバー対応版 (Ver.16.1) の予定

マイナンバー記載欄のある消費税申告書へのマイナンバー印字に対応をした (Ver.16.1) のリリース予定についてご連絡いたします。

今回のリリースでは、青色申告決算書、および収支内訳書 (白色申告) の変更はございません。

なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 発行プログラムと対象バージョン | 4. システムの対応内容 |
| 2. プログラムの提供方法 | 5. 電子申告をご利用の場合 |
| 3. 改正の概要 | |

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象
財務会計 R4	Ver. 16.1	Ver. 15.40 / 15.50
財務顧問 R4 Professional		
財務顧問 R4 Basic		
財務応援 R4 Premium		
財務応援 R4 Lite+		
財務応援 R4 Lite		
財務応援 R4 Lite for IKX		

2. プログラムの提供方法

- 会計システムマイページの公開 (予定)
2016年1月5日 (火)
- E i ボードダウンロードマネージャーの公開 (予定)
2016年1月5日 (火)
- オプションの CD 保守契約のお客様への送品開始日 (予定)

システム名	送品日
財務会計 R4 財務顧問 R4 Professional 財務顧問 R4 Basic 財務応援 R4 Premium 財務応援 R4 Lite+	2016年1月20日 (水)
財務応援 R4 Lite 財務応援 R4 Lite for IKX	2016年1月22日 (金)

3. 改正の概要

システムに関する改正の概要は次のとおりです。

3-1. マイナンバー制度の導入

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

3-1-1. マイナンバー制度の導入時期

平成 27 年 10 月から、個人番号（マイナンバー）・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。

3-1-2. 個人番号について

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。個人番号は「通知カード」により、住民票の住所に通知されます。個人番号の利用範囲は、番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に規定された社会保障、税および災害対策に関する事務に限定されています。個人番号は、機密性が高く、厳重な権限管理が必要になります。

3-1-3. 法人番号について

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。法人番号は、書面により通知を行うこととしており、例えば、設立登記法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書が届きます。個人番号とは異なり、原則として公表され、誰でも自由に利用することができます。

3-1-4. 税務関係書類への番号記載について

マイナンバー制度導入に伴い、国税分野では、税務署等へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号（個人番号又は法人番号）の記載が必要となります。番号の記載が必要となる時期の例は、以下のとおりです。

	記載対象	一般的な場合
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	<個人> 平成28年分の場合⇒ 平成29年1月1日から3月31日まで <法人> 平成28年12月末決算の場合⇒ 平成29年2月28日まで

《参考》国税庁のホームページ

◆記載時期等、国税の番号制度に関する情報

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jyoho.htm>

◆申告書様式に関する事前の情報提供分

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jizenjyoho/index.htm>

◆国税分野における社会保障・税番号制度導入に伴う各種様式の変更点

http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/mynumber_modification.pdf

4. システムの対応内容

4-1. マイナンバー対応の概要

財務 R4 のマイナンバー対応の概要は以下の通りです。

4-1-1. マイナンバー情報の管理

マイナンバー情報はマイナンバー専用のデータベース（マイナンバーデータベース）で暗号化され管理されます。また、マイナンバーパスワードの設定、ユーザー別のマイナンバー取扱権限の管理、操作ログ、個人番号の廃棄処理等について、E i ボードで一元管理されます。

4-1-2. 会社データの法人（個人）番号の登録について

会社データの法人（個人）番号は、共通基本情報設定画面で登録します。財務 R4 の会社基本情報変更画面では登録できません。

※会社データの法人（個人）番号はE i ボードで一覧入力することができます。

※個人番号は、マイナンバーパスワードが入力済み、または、起動しているユーザーに「マイナンバーアクセス権限」が設定されている場合のみ登録することができます。権限がない場合、登録済みの個人番号は伏字（*****）で表示されます。

4-1-3. マイナンバー記載欄が追加される帳票対応について

マイナンバー記載欄の追加される以下の帳票へのマイナンバー印刷に対応します。

- ・消費税及び地方消費税の申告書（一般用）
- ・消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）
- ・消費税及び地方消費税の中間申告書（第 26 号様式）

印刷時には、印刷条件設定画面で個人番号を、印刷する／印刷しない（空白）／マスク印刷の選択に従って印刷します。

※個人番号は、マイナンバーパスワードが入力済み、または、起動しているユーザーに「マイナンバーアクセス権限」が設定されている場合のみ印刷することができます。

4-2. その他の対応

財務 R4 Ver.16.1 で対応する障害情報については、2015 年 12 月 22 日に発行を予定しておりますリリースインフォメーションにおいてご案内します。

5. 電子申告をご利用の場合

財務 R4 Ver.16.1 用の電子申告プログラム（e6）において、消費税電子申告の個人用の税務代理権限証書の出力に対応します。

e6 については 2015 年 12 月 22 日に発行を予定しておりますリリースインフォメーションにおいてご案内します。

以上、よろしくお願いたします。